

第42号議案

損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年8月19日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり損害を賠償する。

記

一 賠償の理由

令和三年十一月五日に文京区立指ヶ谷小学校において発生した受付窓口業務従事者事故に關し、令和六年三月十八日付けで和解した当該事故の被害者の入通院治療費等について、相手方が医療給付を行ったことにより、損害賠償請求権を代位取得したため

二 賠償金額

金千八十一万千八百八円

三 相手方

東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号東京区政会館十五階から十七階まで

東京都後期高齢者医療広域連合

右記代表者 連合長 吉住健一